

# 竹田川漁業協同組合 内共第6号第五種共同漁業権遊漁規則

## (目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第6号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

## (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又は、オンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣又は投網による遊漁の場合には第9条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第5条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

## (漁具・漁法の制限)

第3条 次表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表中欄の漁具・漁法により、同表右欄の規模の範囲内でなければならない。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法	規 模
あ ゆ	竿釣（友釣、毛針釣、空かけづり、ルアー）	竿の長さ 10m以内
	投網	網裾の目数 600目以内
	脇投網（1人操業に限る）	網の長さ 8m以内
こ い	竿釣	1人 3竿以内
い わ な	竿釣	
や ま め	竿釣	

(遊漁期間)

第4条 次表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	組合が公表した解禁日から10月30日まで
こ い	2月1日から12月31日まで
い わ な	2月1日から9月30日まで
や ま め	2月1日から9月30日まで

2 前項の解禁日の公表は、組合の掲示板並びに組合の委託した遊漁承認証取扱店に掲示して  
するものとする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中  
学校生徒又は身体障害者のときは、同項に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書  
に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	期 間	区 域	遊 漁 料
あ ゆ	竿 釣	1 日	全 域	1,500 円
	投網、脇投網			
こ い	竿 釣	1 年		5,000 円
い わ な	竿 釣			
や ま め	竿 釣			

(注) 龍ヶ鼻ダム堰堤上下50mは、禁漁区とする。

2 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 竹田川漁業協同組合 (坂井市丸岡町山竹田119-3 竹田コミュニティセンター内)
- (2) 組合が委託した遊漁承認証取扱店 (添付の付表1に記載)

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場区域内における川底を攪はんしてはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記の様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

[ 付 則 ]                      この規則は、行政庁の認可のあった日より施行する。

## 遊漁承認証取扱店

NO、	遊漁承認証取扱店	所在地
1	はんや	坂井市丸岡町 本町1丁目16番地
2	セブン-イレブン丸岡上久米田店	坂井市丸岡町 上久米田8字宮前107番
3	大すぎ	坂井市丸岡町 山竹田112-38
4	大和石油店	坂井市丸岡町 山竹田104-14
5	民宿 ふくざわ	坂井市丸岡町 山口60-22
6	藤沢商店	坂井市丸岡町 山口57-32
7	ちくちくぼんぼん	坂井市丸岡町 山口60-8
8	丸岡温泉 たけくらべ	坂井市丸岡町 山竹田88-8
9	竹田水車メロディパーク	坂井市丸岡町 山口64字30番地
10	(株)上州屋	福井市 開発4丁目 311
11	フィッシングポイント	福井市 八ツ島町 31-5-601
12	fishing shop フナヤ	福井市 二ノ宮 2丁目 27-9
13	越前フィッシングセンター	福井市 三郎丸 1105
14	パスポショップ 2&4	加賀市 分校町 又-111
15	株式会社 フィシュパス	坂井市丸岡町 熊堂3-7-1-16
16	フィッシャーズ 福井店	福井市 高柳2丁目 623

別記

様式 第1号

### 遊漁承認証

(表)

遊漁承認証		No
下記の通り遊漁を承認します。		
記		
遊漁者	(住所) (氏名)	(年齢)
承認期限	(対象漁によって異なりますので裏をお読みください)	
魚種		
遊漁区域	竹田川漁業協同組合全区域 (龍ヶ鼻ダム湖可能)	
禁漁区	龍ヶ鼻ダム堰堤上下50mは、禁漁区	
遊漁料		
発行日		
発行者	竹田川漁業協同組合	印
遊漁期間		
取扱者		<input type="text"/>

(裏)

注意事項	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 遊漁中は必ず本証を携帯してください。</li> <li>2. 本証の使用は表記記名者本人に限ります。</li> <li>3. 漁場監視員巡視の際には本証を提示してください。</li> <li>4. 遊漁規則を遵守してください。 遊漁規則違反が確認された場合は遊漁の中止を求めることがあります。</li> <li>5. 本証を紛失されても再発行はいたしません。</li> <li>6. 網漁(投網、脇投網)は、あゆにしか使用できません。</li> <li>7. 遊漁期間内で遊漁してください。 鮎 組合が公表した解禁日から10月30日 鯉等 2月1日から12月31日まで 岩魚、山女魚 2月1日から9月30日まで</li> </ol>	
厳守事項	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 遊漁中は常に川の水かさにご注意し増水が認めなれたら直ちに川から上がることを。</li> <li>2. 降雨に関する警報・注意報が発生している時は、遊漁を控えること。</li> <li>3. ダム放流の警戒音が出ている時は直ちに川から上がることを。</li> <li>4. ダム湖(龍ヶ鼻ダム)では、油使用モーターボートは、使用禁止です。</li> </ol>	
当組合の増殖事業及び漁場管理	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当組合では、稚魚放流を実施しています。</li> <li>2. 遊漁料は、当組合の増殖事業及び漁場管理維持のための経費の一部として使用されるものです。</li> <li>3. 組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることを御理解ください。</li> </ol>	

別記

様式 第2号

### 漁場監視員証

(表)

漁場監視員証		No
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。		
(氏名)	(年齢)	
(住所)		
有効期間		
発行者	竹田川漁業協同組合	
		印

(裏)

監視員は次の注意事項を厳守しなければならない。	
注意事項	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 漁場監視中は、必ず本証を携帯すること。</li> <li>2. 被取締り者が請求する時は、本証を提示すること。</li> <li>3. 取締りあつては、温和な対応で被取締りに接する。</li> <li>4. 取締りは、公平にして厳重にしなければならない。</li> <li>5. 漁場監視員は、いかなる場合においても、被取締者に対して威嚇の態度を取ったり、脅迫あるいは暴行等の行為をしてはならない。</li> </ol>	